

## 登録有形文化財「筒井家住宅」について

### 1 建物概要

名 称：筒井家住宅 主屋、座敷棟、茶室、門長屋、土蔵、土塀

所在地：堺市北区中百舌鳥町

区 分：登録有形文化財（建造物） [令和2年4月3日登録]

筒井家住宅は、百舌鳥古墳群の中央部に位置する江戸時代初期の新田である「夕雲開」の実質的な開闢者であった木次谷庄右衛門（筒井氏）が新田開発の管理所として建築し、後に居宅化した住宅。

- ・主屋：新田開発の管理所として江戸時代前期に創建された茅葺の建物で、当住宅最古の建物
- ・座敷棟：新田開発の管理所として創建された建物（主屋）に、江戸時代中期に筒井家の本拠を移すにあたり居住棟として建てられ、後に座敷棟に改造された数寄屋風の意匠を持つ建物
- ・茶室：座敷棟の北東に接続する独立した江戸時代後期の茶室で、三畳台目の茶室に水屋が付属します。手前座と床の配置関係から屋根が複雑な形状を採り、変化に富んだ外観を有する
- ・門長屋：鈎の手に折れる変化に富む構成を持つ長屋門で、当地に筒井家が本拠を構えるに至った江戸時代中期の建築。新田開発主体の屋敷としての格式のある構えを伝える
- ・土蔵：筒井家住宅に残る唯一の土蔵で、新田管理所としての機能を支えるかつての土蔵群の様相を伝える江戸時代後期の建築物
- ・土塀：屋敷地を区切る塀で、江戸時代中期に建築され、敷地周囲に巡らされており新田開発主体である筒井家住宅の屋敷構の特徴を示す

主屋、座敷棟、茶室は登録基準（二）造形の規範になっているもの、そのほかは登録基準（一）国土の歴史的景観に寄与しているものとして評価。



### 2 補助事業概要

事業名：登録有形文化財建造物筒井家住宅主屋ほか1件美観向上整備事業

事業期間：令和3年度（令和3年6月1日～令和4年3月31日）

事業内容：主屋 茅葺屋根葺き替え、玄関屋根補修

土塀 西側土塀補修



主屋 全景



主屋 棟



主屋 妻



土塼全景



土塼南方



土塼北方

## 堺市指定文化財の指定基準について（検討案）

堺市指定文化財は、「国宝及び重要文化財指定基準並びに特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準」（昭和26年文化財保護委員会告示第2号）、「重要無形文化財の指定並びに保持者及び保持団体の認定の基準」（文化財保護委員会告示第55号）、「重要有形民俗文化財指定基準」（文化財保護委員会告示58号）を準用した以下の基準を満たし、また時代、地域的、技術的、学史的な指標から「堺」の歴史・文化を顕著に表すものとする。

### 第一 市指定有形文化財

#### 一 建造物

建築物、土木構造物及びその他の工作物のうち次のアからオまでのいずれかに該当するもの

- ア 意匠的に優秀なもの
- イ 技術的に優秀なもの
- ウ 歴史的価値の高いもの
- エ 学術的価値の高いもの
- オ 流派的又は地方的特色において顕著なもの

#### 二 絵画・彫刻・工芸品

- (一) 各時代の遺品のうち製作が特に優秀なもの
- (二) 絵画・彫刻・工芸史上又は文化史上重要と認められるもの
- (三) 題材、品質、形状、形態、技法又は用途等が顕著で意義の深いもの
- (四) 流派的又は地方的特色において顕著なもの
- (五) 渡来品のうち文化史的に意義の深いもの

#### 三 書跡・典籍

- (一) 書跡類のうち書道史上重要と認められるもの
- (二) 典籍類のうち写本類は、和書、漢籍、仏典及び洋書の原本又はこれに準ずる写本で文化史上重要と認められるもの
- (三) 典籍類のうち版本類(版木を含む。)は、印刷史上重要と認められるもの
- (四) 書跡類、典籍類で歴史的又は系統的にまとまって伝存し、学術的価値の高いもの
- (五) 書跡類、典籍類で流派的又は地方的特色において顕著なもの

#### 四 古文書

- (一) 古文書類のうち歴史上重要と認められるもの
- (二) 日記、記録類(絵図又は系図類を含む。)は、その原本又はこれに準ずる写本で文

化史上重要と認められるもの

- (三) 木簡、印章、金石文等は、記録性が高く、学術上重要と認められるもの
- (四) 古文書類、日記、記録類等で、歴史的又は系統的にまとまって伝存し、学術的価値の高いもの
- (五) 渡来品で歴史上特に意義のあるもの

## 五 考古資料

- (一) 土器、石器、木器、骨角牙器、玉その他縄文時代及びそれ以前の遺物で学術的価値の特に高いもの
- (二) 銅鐸、銅剣、銅鉾その他弥生時代の遺物で学術的価値の特に高いもの
- (三) 古墳の出土品その他古墳時代の遺物で学術的価値の特に高いもの
- (四) 宮殿、官衙・寺院跡、墓、経塚等の出土品その他飛鳥・奈良時代以降の遺物で学術的価値の特に高いもの
- (五) 渡来品で我が国の歴史上意義が深く、かつ、学術的価値の特に高いもの

## 六 歴史資料

- (一) 政治、経済、社会、文化、科学技術等歴史上の各分野における重要な事象に関する遺品のうち学術的価値の高いもの
- (二) 歴史上重要な人物に関する遺品のうち学術的価値の高いもの
- (三) 歴史上重要な事象又は人物に関する遺品で歴史的又は系統的にまとまって伝存し、学術的価値の高いもの
- (四) 渡来品で歴史上意義が深く、かつ、学術的価値の特に高いもの

## 第二 市指定無形文化財

### 一 芸能

- (一) 音楽、舞踊、演劇その他の芸能のうち次のアからウまでのいずれかに該当するもの
  - ア 芸術上特に価値の高いもの
  - イ 芸能史上特に重要な地位を占めるもの
  - ウ 芸術上価値が高く、又は芸能史上重要な地位を占め、かつ、地方的又は流派の特色が顕著なもの
- (二) 前項の芸能の成立、構成上重要な要素をなす技法で優秀なもの

### 二 工芸技術

- 陶芸、染色、漆芸、金工その他の工芸技術のうち次のアからウまでのいずれかに該当するもの
  - ア 芸術上特に価値の高いもの

- イ 工芸史上特に重要な地位を占めるもの
- ウ 芸術上価値が高く、又は工芸史上重要な地位を占め、かつ、地方的特色が顕著なもの

### 第三 市指定有形民俗文化財

(一) 次に掲げる有形の民俗文化財のうちその形様、制作技法、用法等において、市民の基盤的な生活文化の特色を示すもので典型的なもの

- ア 衣食住に用いられるもの 例えば、衣服、装身具、飲食用具、光熱用具、家具調度、住居等
- イ 生産、生業に用いられるもの 例えば、農具、漁猟具、工匠用具、紡織用具、作業場等
- ウ 交通、運輸、通信に用いられるもの 例えば、運搬具、舟車、飛脚用具等
- エ 交易に用いられるもの 例えば、計算具、計量具、看板、鑑札、店舗等
- オ 社会生活に用いられるもの 例えば、贈答用具、警防用具、刑罰用具、若者宿等
- カ 信仰に用いられるもの 例えば、祭祀具、法会具、奉納物、偶像類、呪術用具、社祠等
- キ 民俗知識に関して用いられるもの 例えば、暦類、卜占用具、医療用具、教育施設等
- ク 民俗芸能、娯楽、遊戯に用いられるもの 例えば、衣装、道具、楽器、面、人形、玩具、舞台等
- ケ 人の一生に関して用いられるもの 例えば、産育用具、冠婚葬祭用具、産屋等
- コ 年中行事に用いられるもの 例えば、正月用具、節供用具、盆用具等

(二) (一)のアからコまでに掲げる有形の民俗文化財の収集でその目的、内容等が、次のアからカまでのいずれかに該当し、市民の生活文化を知る上で特に重要と認められるもの

- ア 歴史的変遷を示すもの
- イ 時代的特色を示すもの
- ウ 地域的特色を示すもの
- エ 技術的特色を示すもの
- オ 生活様式の特色を示すもの
- カ 職能の様相を示すもの

### 第四 市指定無形民俗文化財

(一) 風俗慣習のうち次のア又はイのいずれかに該当し、特に重要なもの

- ア 由来、内容等において市民の基礎的な生活文化の特色を示すもので典型的なもの
- イ 年中行事、祭礼、法会等の中で行われる行事で芸能の基盤を示すもの

(二) 民俗芸能のうち次のアからウのいずれかに該当し、特に重要なもの

- ア 芸能の発生又は成立を示すもの
- イ 芸能の変遷の過程を示すもの
- ウ 地域的特色を示すもの

(三) 民俗技術のうち次のアからウまでのいずれかに該当し、特に重要なもの

- ア 技術の発生又は成立を示すもの
- イ 技術の変遷の過程を示すもの
- ウ 地域的特色を示すもの

## 第五 市指定史跡

次に掲げるもののうち歴史の正しい理解のため欠くことができず、かつ、その遺跡の規模、出土遺物等において学術上価値のあるもの

- ア 貝塚、集落跡、古墳、その他この類の遺跡
- イ 都城跡、国郡庁跡、城跡、官公庁、戦跡その他政治に関する遺跡
- ウ 社寺の跡又は旧境内その他祭祀信仰に関する遺跡
- エ 学校、研究施設、文化施設その他教育・学術・文化に関する遺跡
- オ 医療・福祉施設、生活関連施設その他社会・生活に関する遺跡
- カ 交通・通信施設、治山・治水施設、生産施設その他経済・生産活動に関する遺跡
- キ 墳墓及び碑
- ク 旧宅、園地その他特に由緒のある地域の類
- ケ 外国及び外国人に関する遺跡

## 第六 市指定名勝

次に掲げるもののうち、その自然的なものにおいては、風致景観の優秀なもの、名所的あるいは学術的価値の高いもの、人文的なものにおいては、芸術的あるいは学術的価値の高いもの

- ア 公園、庭園
- イ 橋梁、築堤
- ウ 花樹、草花、紅葉、緑樹等の叢生する場所
- エ 鳥獣、魚虫など棲息する場所
- オ 岩石、洞穴

- カ 峡谷、瀑布、溪流、深淵
- キ 湖沼、湿原、浮島、湧泉
- ク 砂丘、砂嘴、海浜、島嶼
- ケ 火山、温泉
- コ 山岳、丘陵、高原、平原、河川
- サ 展望地点

## 第七 市指定天然記念物

次に掲げる動物植物及び地質鉱物のうち学術上貴重で、堺市の自然を記念するもの

### 一 動物

- ア 特有の動物で著名なもの及びその生息地
- イ 特有の産ではないが、著名な動物としてその保存を必要とするもの及びその棲息地
- ウ 自然環境における特有の動物又は動物群聚
- エ 特有な畜養動物
- オ 家畜以外の動物で海外より移殖され現時野生の状態にある著名なもの及びその棲息地
- カ 特に貴重な動物の標本

### 二 植物

- ア 名木、巨樹、老樹、 畸形樹、栽培植物の原木、並木、社叢
- イ 代表的原始林、稀有の森林植物相
- ウ 代表的高山植物帯、特殊岩石地植物群落
- エ 海岸及び沙地植物群落の代表的なもの
- オ 洞穴に自生する植物群落
- カ 池泉、温泉、湖沼、河、海等の珍奇な水草類、藻類、蘚苔類、微生物等の生ずる地域
- キ 着生草木の著しく発生する岩石又は樹木
- ク 著しい植物分布の限界地
- ケ 著しい栽培植物の自生地
- コ 珍奇又は絶滅に瀕した植物の自生地

### 三 地質鉱物

- ア 岩石、鉱物及び化石の産出状態
- イ 地層の整合及び不整合
- ウ 地層の褶曲及び 衝上
- エ 生物の働きによる地質現象
- オ 地震断層など地塊運動に関する現象



- カ 洞穴
- キ 岩石の組織
- ク 温泉並びにその沈殿物
- ケ 風化及び侵蝕に関する現象
- コ 硫気孔及び火山活動によるもの
- サ 特に貴重な岩石、鉱物及び化石の標本

## ○国宝及び重要文化財指定基準

## (昭和二十六年文化財保護委員会告示第二号)

昭和二十九年十二月二十五日文化財保護委員会告示第五十七号 一部廃止

昭和三十年五月二十五日文化財保護委員会告示第二十九号 改正

昭和五十年十一月二十日文部省告示第百五十三号 改正

平成七年三月六日文部省告示第二十四号 改正

平成八年二月九日文部省告示第六号 改正

平成八年十月二十八日文部省告示第百八十五号 改正(行政機構の簡素化等のための総理府設置法等の一部を改正する法律(昭和四十三年法律第九十九号)附則第三項参照)

## 絵画、彫刻の部

## 重要文化財

- 一 各時代の遺品のうち製作優秀で我が国の文化史上貴重なもの
- 二 我が国の絵画・彫刻史上特に意義のある資料となるもの
- 三 題材、品質、形状又は技法等の点で顕著な特異性を示すもの
- 四 特殊な作者、流派又は地方様式等を代表する顕著なもの
- 五 渡来品で我が国の文化にとって特に意義のあるもの

## 国宝

重要文化財のうち製作が極めて優れ、かつ、文化史的意義の特に深いもの

## 工芸品の部

## 重要文化財

- 一 各時代の遺品のうち製作が特に優秀なもの
- 二 我が国の工芸史上又は文化史上特に貴重なもの
- 三 形態、品質、技法又は用途等が特異で意義の深いもの
- 四 渡来品で我が国の工芸史上に意義深く、密接な関連を有するもの

## 国宝

重要文化財のうち製作が極めて優れ、かつ、文化史的意義の特に深いもの

## 書跡、典籍の部

## 重要文化財

- 一 書跡類は、宸翰、和漢名家筆跡、古筆、墨跡、法帖等で、我が国の書道史上の代表と認められるもの又は我が国の文化史上貴重なもの
- 二 典籍類のうち写本類は、和書、漢籍、仏典及び洋書の原本又はこれに準ずる写本で我が国の文化史上貴重なもの
- 三 典籍類のうち版本類は、印刷史上の代表で我が国の文化史上貴重なもの
- 四 書跡類、典籍類で歴史的又は系統的にまとまって伝存し、学術的価値の高いもの
- 五 渡来品で我が国の文化にとって特に意義のあるもの

## 国宝

重要文化財のうち学術的価値の特に高いもの又は我が国の文化史上特に貴重なもの

## 古文書の部

## 重要文化財

- 一 古文書類は、我が国の歴史上重要と認められるもの
- 二 日記、記録類(絵図、系図類を含む。)は、その原本又はこれに準ずる写本で我が国の文化史上貴重なもの
- 三 木簡、印章、金石文等は、記録性が高く、学術上重要と認められるもの
- 四 古文書類、日記、記録類等で歴史的又は系統的にまとまって伝存し、学術的価値の高いもの
- 五 渡来品で我が国の歴史上特に意義のあるもの

国宝

重要文化財のうち学術的価値が特に高く、かつ、歴史上特に意義の深いもの

考古資料の部

重要文化財

- 一 土器、石器、木器、骨角牙器、玉その他縄文時代及びそれ以前の遺物で学術的価値の特に高いもの
- 二 銅鐸、銅剣、銅鉾その他弥生時代の遺物で学術的価値の特に高いもの
- 三 古墳の出土品その他古墳時代の遺物で学術的価値の特に高いもの
- 四 宮殿、官衙・寺院跡、墓、経塚等の出土品その他飛鳥・奈良時代以後の遺物で学術的価値の特に高いもの
- 五 渡来品で我が国の歴史上意義が深く、かつ、学術的価値の特に高いもの

国宝

重要文化財のうち学術的価値が極めて高く、かつ、代表的なもの

歴史資料の部

重要文化財

- 一 政治、経済、社会、文化、科学技術等我が国の歴史上の各分野における重要な事象に関する遺品のうち学術的価値の特に高いもの
- 二 我が国の歴史上重要な人物に関する遺品のうち学術的価値の特に高いもの
- 三 我が国の歴史上重要な事象又は人物に関する遺品で歴史的又は系統的にまとまって伝存し、学術的価値の高いもの
- 四 渡来品で我が国の歴史上意義が深く、かつ、学術的価値の特に高いもの

国宝

重要文化財のうち学術的価値が極めて高く、かつ、歴史上極めて意義の深いもの

建造物の部

重要文化財

建築物、土木構造物及びその他の工作物のうち、次の各号の一に該当し、かつ、各時代又は類型の典型となるもの

- (一) 意匠的に優秀なもの
- (二) 技術的に優秀なもの
- (三) 歴史的価値の高いもの
- (四) 学術的価値の高いもの
- (五) 流派的又は地方的特色において顕著なもの

国宝

重要文化財のうち極めて優秀で、かつ、文化史的意義の特に深いもの

<p>○特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準</p>
------------------------------------

<p>(昭和二十六年文化財保護委員会告示第二号)</p>
------------------------------

昭和三十年五月二十五日文化財保護委員会告示第二十九号 改正

平成七年三月六日文部省告示第二十四号 改正

### 史跡

左に掲げるもののうち我が国の歴史の正しい理解のために欠くことができず、かつ、その遺跡の規模、遺構、出土遺物等において学術上価値あるもの

- 一 貝塚、集落跡、古墳、その他この類の遺跡
- 二 都城跡、国郡庁跡、城跡、官公庁、戦跡その他政治に関する遺跡
- 三 社寺の跡又は旧境内その他祭祀信仰に関する遺跡
- 四 学校、研究施設、文化施設その他教育・学術・文化に関する遺跡
- 五 医療・福祉施設、生活関連施設その他社会・生活に関する遺跡
- 六 交通・通信施設、治山・治水施設、生産施設その他経済・生産活動に関する遺跡
- 七 墳墓及び碑
- 八 旧宅、園池その他特に由緒のある地域の類
- 九 外国及び外国人に関する遺跡

### 特別史跡

史跡のうち学術上の価値が特に高く、我が国文化の象徴たるもの

### 名勝

左に掲げるもののうち我が国の優れた国土美として欠くことができないものであつて、その自然的なものにおいては、風致景観の優秀なもの、名所的あるいは学術的価値の高いもの、人文的なものにおいては、芸術的あるいは学術的価値の高いもの

- 一 公園、庭園
- 二 橋梁、築堤
- 三 花樹、花草、紅葉、緑樹などの叢生する場所
- 四 鳥獣、魚虫など棲息する場所
- 五 岩石、洞穴
- 六 峡谷、瀑布、溪流、深淵
- 七 湖沼、湿原、浮島、湧泉
- 八 砂丘、砂嘴、海浜、島嶼
- 九 火山、温泉
- 十 山岳、丘陵、高原、平原、河川
- 十一 展望地点

### 特別名勝

名勝のうち価値が特に高いもの

### 天然記念物

左に掲げる動物植物及び地質鉱物のうち学術上貴重で、我が国の自然を記念するもの

- 一 動物
  - (一) 日本特有の動物で著名なもの及びその棲息地
  - (二) 特有の産ではないが、日本著名の動物としてその保存を必要とするもの及びその棲息地
  - (三) 自然環境における特有の動物又は動物群聚
  - (四) 日本に特有な畜養動物
  - (五) 家畜以外の動物で海外より我が国に移植され現時野性の状態にある著名なもの及びその棲息地
  - (六) 特に貴重な動物の標本
- 二 植物
  - (一) 名木、巨樹、老樹、畸形木、栽培植物の原木、並木、社叢

### 3. 国指定文化財の指定等基準

- (二) 代表的原始林、稀有の森林植物相
- (三) 代表的高山植物帯、特殊岩石地植物群落
- (四) 代表的な原野植物群落
- (五) 海岸及び沙地植物群落の代表的なもの
- (六) 泥炭形成植物の発生する地域の代表的なもの
- (七) 洞穴に自生する植物群落
- (八) 池泉、温泉、湖沼、河、海等の珍奇な水草類、藻類、蘚苔類、微生物等の生ずる地域
- (九) 着生草木の著しく発生する岩石又は樹木
- (十) 著しい植物分布の限界地
- (十一) 著しい栽培植物の自生地
- (十二) 珍奇又は絶滅に瀕した植物の自生地

#### 三 地質鉱物

- (一) 岩石、鉱物及び化石の産出状態
- (二) 地層の整合及び不整合
- (三) 地層の褶曲及び衝上
- (四) 生物の働きによる地質現象
- (五) 地震断層など地塊運動に関する現象
- (六) 洞穴
- (七) 岩石の組織
- (八) 温泉並びにその沈澱物
- (九) 風化並びに侵蝕に関する現象
- (十) 硫気孔及び火山活動によるもの
- (十一) 冰雪霜の営力による現象
- (十二) 特に貴重な岩石、鉱物及び化石の標本

#### 四 保護すべき天然記念物に富んだ代表的一定の区域(天然保護区域)

##### 特別天然記念物

天然記念物のうち世界的に又国家的に価値が特に高いもの

○重要無形文化財の指定並びに保持者及び保持団体の認定の基準
-------------------------------

(文化財保護委員会告示第五十五号)
-------------------

昭和五十年十一月二十日文部省告示第百五十四号 改正(行政機構の簡素化等のための総理府設置法等の一部を改正する法律(昭和四十三年法律第九十九号)附則第三項参照) 改正

### 第一 重要無形文化財の指定基準

#### 〔芸能関係〕

- 一 音楽、舞踊、演劇その他の芸能のうち次の各号の一に該当するもの
  - (一) 芸術上特に価値の高いもの
  - (二) 芸能史上特に重要な地位を占めるもの
  - (三) 芸術上価値が高く、又は芸能史上重要な地位を占め、かつ、地方的又は流派的特色が顕著なもの
- 二 前項の芸能の成立、構成上重要な要素をなす技法で特に優秀なもの

#### 〔工芸技術関係〕

- 陶芸、染織、漆芸、金工その他の工芸技術のうち次の各号の一に該当するもの
- (一) 芸術上特に価値の高いもの
  - (二) 工芸史上特に重要な地位を占めるもの
  - (三) 芸術上価値が高く、又は工芸史上重要な地位を占め、かつ、地方的特色が顕著なもの

### 第二 重要無形文化財の保持者又は保持団体の認定基準

#### 〔芸能関係〕

#### 保持者

- 一 重要無形文化財に指定される芸能又は芸能の技法(以下単に「芸能又は技法」という。)を高度に体現できる者
- 二 芸能又は技法を正しく体得し、かつ、これに精通している者
- 三 二人以上の者が一体となつて芸能又は技法を高度に体現している場合において、これらの者が構成している団体の構成員

#### 保持団体

芸能又は技法の性格上個人的特色が薄く、かつ、当該芸能又は技法を保持する者が多数いる場合において、これらの者が主たる構成員となつている団体

#### 〔工芸技術関係〕

#### 保持者

- 一 重要無形文化財に指定される工芸技術(以下単に「工芸技術」という。)を高度に体得している者
- 二 工芸技術を正しく体得し、かつ、これに精通している者
- 三 二人以上の者が共通の特色を有する工芸技術を高度に体得している場合において、これらの者が構成している団体の構成員

#### 保持団体

工芸技術の性格上個人的特色が薄く、かつ、当該工芸技術を保持する者が多数いる場合において、これらの者が主たる構成員となつている団体

<p>○重要有形民俗文化財指定基準</p>
-----------------------

<p>(文化財保護委員会告示第五十八号)</p>
--------------------------

昭和五十年十一月二十日文部省告示第百五十五号 改正  
平成十七年三月二十八日文部科学省告示第四十二号 改正

- 一 次に掲げる有形の民俗文化財のうちその形様、制作技法、用法等において我が国民の基盤的な生活文化の特色を示すもので典型的なもの
- (一) 衣食住に用いられるもの 例え、衣服、装身具、飲食用具、光熱用具、家具調度、住居等
  - (二) 生産、生業に用いられるもの 例え、農具、漁猟具、工匠用具、紡織用具、作業場等
  - (三) 交通、運輸、通信に用いられるもの 例え、運搬具、舟車、飛脚用具、関所等
  - (四) 交易に用いられるもの 例え、計算具、計量具、看板、鑑札、店舗等
  - (五) 社会生活に用いられるもの 例え、贈答用具、警防用具、刑罰用具、若者宿等
  - (六) 信仰に用いられるもの 例え、祭祀具、法会具、奉納物、偶像類、呪術用具、社祠等
  - (七) 民俗知識に関して用いられるもの 例え、暦類、卜占用具、医療具、教育施設等
  - (八) 民俗芸能、娯楽、遊戯に用いられるもの 例え、衣装、道具、楽器、面、人形、玩具、舞台等
  - (九) 人の一生に関して用いられるもの 例え、産育用具、冠婚葬祭用具、産屋等
  - (十) 年中行事に用いられるもの 例え、正月用具、節供用具、盆用具等
- 二 前項各号に掲げる有形の民俗文化財の収集でその目的、内容等が次の各号のいずれかに該当し、特に重要なもの
- (一) 歴史的変遷を示すもの
  - (二) 時代的特色を示すもの
  - (三) 地域的特色を示すもの
  - (四) 技術的特色を示すもの
  - (五) 生活様式的特色を示すもの
  - (六) 職能の様相を示すもの
- 三 我が国民以外の人々に係る前二項に規定する有形の民俗文化財又はその収集で、我が国民の生活文化との関連上特に重要なもの

<p>○重要無形民俗文化財指定基準</p>
-----------------------

<p>(文部省告示第百五十六号)</p>
----------------------

平成十七年三月二十八日文部科学省告示第四十三号 改正

- 一 風俗慣習のうち次の各号のいずれかに該当し、特に重要なもの
- (一) 由来、内容等において我が国民の基盤的な生活文化の特色を示すもので典型的なもの
  - (二) 年中行事、祭礼、法会等の中で行われる行事で芸能の基盤を示すもの
- 二 民俗芸能のうち次の各号のいずれかに該当し、特に重要なもの
- (一) 芸能の発生又は成立を示すもの
  - (二) 芸能の変遷の過程を示すもの
  - (三) 地域的特色を示すもの
- 三 民俗技術のうち次の各号のいずれかに該当し、特に重要なもの
- (一) 技術の発生又は成立を示すもの
  - (二) 技術の変遷の過程を示すもの
  - (三) 地域的特色を示すもの

京都市指定文化財の指定及び京都市登録文化財の登録の基準

京都の歴史、文化及び自然を理解する上で重要であり、また、京都の風土や市民の生活と密接な関係のある文化財を次の基準により指定又は登録する。

第1 京都市指定文化財の指定基準

1 京都市指定有形文化財

(1) 建造物

建築物(社寺、城郭、住宅、公共施設等)及びその他の工作物(橋梁<sup>りょう</sup>、石塔、鳥居等)の各時代建造物遺構及びその部分並びに建造物の模型、厨子<sup>ず</sup>、仏壇等で建築的技法になるもの(以下「建造物」という。)のうち、次のアからオまでのいずれかに該当するもの

- ア 意匠的に優秀なもの
- イ 技術的に優秀なもの
- ウ 歴史的価値の高いもの
- エ 学術的価値の高いもの
- オ 流派的又は地域的特色が顕著なもの

(2) 絵画及び彫刻

次のアからオまでのいずれかに該当するもの

- ア 各時代の遺品のうち製作が優秀で文化史上貴重なもの
- イ 絵画又は彫刻史上特に意義のある資料となるもの
- ウ 題材、品質、形状、技法等の点で特異性を示すもの
- エ 特殊な作者、流派等を代表するもの
- オ 渡来品で文化史上特に意義のあるもの

(3) 工芸品

次のアからエまでのいずれかに該当するもの

- ア 各時代の遺品のうち製作が特に優秀なもの
- イ 工芸史上又は文化史上特に貴重なもの
- ウ 形態、品質、技法、用途等が特異で意義の深いもの
- エ 渡来品で工芸史上意義の深いもの

(4) 書跡及び典籍類

ア 書跡類は、宸翰<sup>しんかん</sup>、和漢名家筆跡、古筆、墨跡、法帖<sup>じょう</sup>等で書道史上又は文化史上貴重なもの

イ 典籍類のうち、写本類は、和書、漢籍、仏典及び洋書の原本又はこれに準ずるものの写本で文化史上貴重なもの

ウ 典籍類のうち、版本類は、印刷史上意義のある資料で文化史上貴重なもの

エ 歴史的又は系統的にまとまって伝存し、学術的価値の高いもの

オ 渡来品で文化史上特に意義のあるもの

(5) 古文書類

次のアからオまでのいずれかに該当するもの

- ア 歴史上重要と認められるもの
- イ 日記及び記録類(絵図及び系図類を含む。)は、その原本又はこれに準ずる写本で文化史上貴重なもの
- ウ 木簡、印章、金石文等は、記録性が高く、学術上重要と認められるもの
- エ 歴史的又は系統的にまとまって伝存し、学術的価値の高いもの
- オ 渡来品で歴史上特に意義のあるもの

(6) 考古資料

次のア又はイのいずれかに該当するもの

- ア 各時代の遺物のうち学術的価値の高いもの
- イ 渡来品で歴史上意義が深く、かつ、学術的価値の高いもの

(7) 歴史資料



- 次のアからエまでのいずれかに該当するもの
- ア 政治、経済、社会、文化、科学技術等歴史上の各分野における重要な事象に関する遺品のうち学術的価値の高いもの
  - イ 歴史上重要な人物に関する遺品のうち学術的価値の高いもの
  - ウ 歴史上重要な事象又は人物に関する遺品で歴史的又は系統的にまとまって伝存し、学術的価値の高いもの
  - エ 渡来品で歴史上意義が深く、かつ、学術的価値の高いもの
- 2 京都市指定無形文化財
- (1) 芸能
    - ア 音楽、舞踊、演劇その他の芸能のうち、次の(ア)から(ウ)までのいずれかに該当するもの
      - (ア) 芸術上特に価値の高いもの
      - (イ) 芸能史上特に重要な地位を占めるもの
      - (ウ) 芸術上価値が高く、又は芸能史上重要な地位を占め、かつ、流派的特色が顕著なもの
    - イ アに掲げる芸能の成立又は構成上重要な要素をなす技法で特に優秀なもの
  - (2) 工芸技術
    - ア 陶芸、染織、漆芸、金工その他の工芸技術のうち、次のア又はイのいずれかに該当するもの
      - ア 芸術上特に価値の高いもの
      - イ 工芸史上特に重要な地位を占めるもの
- 3 京都市指定有形民俗文化財
- (1) 衣食住、生産、生業、社会生活その他の民俗に係る用具、施設等の有形の民俗文化財のうち、その形様、製作技法、用法等において市民の基盤的な生活文化の特色を示すもので典型的なもの
  - (2) (1)に掲げる有形の民俗文化財の収集でその目的、内容等が次のアからオまでのいずれかに該当し、重要なもの
    - ア 歴史的変遷を示すもの
    - イ 時代的特色を示すもの
    - ウ 地域的特色を示すもの
    - エ 生活階層の特色を示すもの
    - オ 職能の様相を示すもの
  - (3) 他民族に係る(1)及び(2)に規定する有形の民俗文化財又はその収集で、市民の生活文化との関連上重要なもの
- 4 京都市指定無形民俗文化財
- (1) 風俗慣習等のうち、次のア又はイのいずれかに該当し、特に重要なもの
    - ア 由来、内容、形態等において市民の基盤的な生活文化の特色を示すもので典型的なもの
    - イ 年中行事、祭礼、法会等の中で行われる行事で芸能の基盤を示すもの
  - (2) 民族芸能のうち、次のアからウまでのいずれかに該当し、重要なもの
    - ア 芸能の発生又は成立を示すもの
    - イ 芸能の変遷の過程を示すもの
    - ウ 地域的特色を示すもの
- 5 京都市指定史跡
- 次に掲げるもののうち、その遺跡の規模、遺構、出土遺物等が本市にとって歴史上又は学術上価値の高いもの
- (1) 住居跡、集落跡その他居住に関する遺跡
  - (2) 都城跡、宮跡、城跡、防塁、古戦場その他政治に関する遺跡
  - (3) 社寺の跡又は旧境内、経塚、磨崖がい仏その他祭祀又は信仰に関する遺跡
  - (4) 聖びょう廟、私塾、文庫その他教育学芸に関する遺跡
  - (5) 薬園跡、慈善施設その他社会事業に関する遺跡
  - (6) 関跡、一里塚、街道、条里制跡、堤防、窯跡、鑄造跡、市場跡その他産業、交通又は土木に関する遺跡

- (7) 古墳，墳墓その他埋葬に関する遺跡
  - (8) 旧宅，園池，井泉，樹石，碑及び由緒のある地域の類
  - (9) 外国及び外国人に関する遺跡
- 6 京都市指定名勝
- 次に掲げるもののうち，本市にとって風致景観の優秀なもの，名所として価値の高いもの又は芸術上，歴史上若しくは学術上価値の高いもの
- (1) 公園，庭園及び社寺境内
  - (2) 橋<sup>りょう</sup> 梁 及び築堤
  - (3) 花樹，花草，紅葉，緑樹等の<sup>そう</sup>叢生する場所
  - (4) 鳥獣，魚虫等の生息する場所
  - (5) 岩石及び洞穴
  - (6) 峽谷，<sup>ばく</sup>漠布，<sup>えん</sup>溪流及び<sup>えん</sup>深淵
  - (7) 湖沼，湿原，浮島及び湧泉
  - (8) 山岳，丘陵，高原，平原及び河川
  - (9) 展望地点
- 7 京都市指定天然記念物
- 次に掲げる動物若しくは植物若しくはそれらの作りあげている群集生態系若しくは地質鉱物又はそれらの存在している土地で，本市にとって学術的価値が高く，自然を記念するもの
- (1) 動物
    - ア 著名な動物としてその保存を必要とするもの及びその生息地
    - イ 自然環境における特有の動物又は動物群集
    - ウ 分布の特異性が著しいもの及びその生息地
    - エ 個体数の減少が著しく絶滅のおそれがあるもの及びその生息地
    - オ 特有な蓄養動物
    - カ 動物の貴重な標本
  - (2) 植物
    - ア 代表的名木，巨樹，栽培植物の原木，並木及び<sup>そう</sup>社叢
    - イ 代表的原始林及び<sup>け</sup>希有の森林植物相
    - ウ 代表的な原野植物群落
    - エ 代表的な泥炭形成地域
    - オ 特殊な水草類，藻類，<sup>せんたい</sup>蘚苔類，微生物等の生じる地域
    - カ 著しい栽培植物の自生地
    - キ 特有な栽培植物の栽培地
    - ク 絶滅のおそれがある植物の自生地
    - ケ 著しい植物分布の地域
    - コ 植物の貴重な標本
  - (3) 地質鉱物
    - ア 岩石，鉱物及び化石の産出状態
    - イ 断層，地層の整合及び不整合，<sup>しゅう</sup>褶曲等地殻変動に関する現象
    - ウ 風化及び浸食に関する現象
    - エ 洞穴
    - オ 岩石，鉱物及び化石の貴重な標本
  - (4) 保護すべき天然記念物に富んだ代表的な一定の区域(天然保護区域)
- 第2 京都市登録文化財の登録基準
- 1 京都市登録有形文化財
- 建造物，絵画，彫刻，工芸品，書跡，典籍，古文書，考古資料又は歴史資料のうち，次の(1)又は(2)のいずれかに該当するもの。ただし，建造物については(2)に該当するもの
- (1) 本市又は本市内の地域(以下「地域」という。)の歴史上特に意義のあるもの
  - (2) 京都市指定有形文化財に準じる価値のあるもの

- 2 京都市登録無形文化財
  - (1) 音楽, 舞踊, 演劇その他の芸能及びこれらの芸能の成立又は構成上重要な要素をなす技法のうち, 芸能の変遷又は流派的特色を理解する上で必要なもの
  - (2) 陶芸, 染織, 漆芸, 金工その他の工芸技術のうち, 工芸技術の変遷を理解する上で必要なもの
- 3 京都市登録有形民俗文化財  
衣食住, 生産, 生業, 社会生活その他の民俗に係る用具, 施設等の有形の民俗文化財のうち, その形様, 製作技法又は用法の点で特色があり, 市民又は地域住民の基盤的な生活文化を理解する上で必要なもの
- 4 京都市登録無形民俗文化財  
風俗慣習, 民俗芸能等のうち, その由来, 内容, 形態等の点で特色があり, 市民又は地域住民の基盤的な生活文化を理解する上で必要なもの
- 5 京都市登録史跡  
第1の5の(1)から(9)までに掲げるもののうち, 次の(1)又は(2)のいずれかに該当するもの
  - (1) 本市又は地域の歴史上特に意義のあるもの
  - (2) 京都市指定史跡に準じる価値のあるもの
- 6 京都市登録名勝  
第1の6の(1)から(9)までに掲げるもののうち, 次の(1)又は(2)のいずれかに該当するもの
  - (1) 本市又は地域の歴史上特に意義のあるもの
  - (2) 京都市指定名勝に準じる価値のあるもの
- 7 京都市登録天然記念物  
第1の7の(1)から(4)までに掲げるもののうち, 次の(1)又は(2)のいずれかに該当するもの
  - (1) 本市又は地域にとって特に意義のあるもの
  - (2) 京都市指定天然記念物に準じる価値のあるもの